⒀　工事の実施にあたっては、東日本大震災による被災者等の積極的な雇用に配慮すること。なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適切かつ遅延なく行われるよう配慮すること。
⒁　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shuuichi Tsuda Vice Director-General, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the Contract : Dredging works of Traffic Route (－14m) at Fourth wharf area, Port of Souma
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 16 : 00　26 June 2015
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00　24 July 2015 (tenders brought with 12 : 00　24 July 2015 or submitted by mail : 12 : 00　24 July 2015)
⑹　Contact point for tender documentation : Naokazu Hamada, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 1―1―20 Kakyouin, Aoba-ku, Sendai-city, Miyagi-pref. 980―0013 Japan. TEL 022―716―0013

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））の取消

平成27年5月27日
西日本高速道路株式会社関西支社
支社長　村尾　光弘
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27
平成27年2月18日付（号外政府調達第31号24～25ページ）掲載の「舞鶴若狭自動車道　石原高架橋他2橋橋梁設計検討業務」を取り消します。

資　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局札幌開発建設部が発注する一般国道275号江別市新石狩大橋Ｐ９橋脚工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成27年5月27日
北海道開発局長　岡部　和憲
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
1　工事名　一般国道275号江別市新石狩大橋Ｐ９橋脚工事（電子入札対象案件）
2　工事場所　北海道江別市
3　工事内容　工事延長：Ｌ＝1,030m、橋梁下部工（下部工　Ｐ－９壁式橋脚(中空断面)Ｈ＝24.9m、Ｗ＝13.0m、Ｄ＝4.5m）：Ｎ＝１基、(基礎工　ニューマチックケーソン基礎　Ｈ＝31.5m、Ｗ＝15.0m、Ｄ＝6.5m）：Ｎ＝１基、仮設工（仮桟橋工）：Ａ≒3,000㎡
4　工事区分　一般土木
5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　平成27年５月27日から平成27年６月26日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成27年６月27日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）
6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,150点以上、代表者以外の構成員については1,100点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,150点以上、代表者以外の構成員については1,100点以上であること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　平成12年度以降に、次の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
また、特定建設工事共同企業体の構成員についても、次の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
・基礎形式がニューマチックケーソン工事の施工実績を有すること。
また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。
なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。
(ｱ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。
(ｲ)　平成12年度以降に、上記イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
また、特定建設工事共同企業体の構成員についても主任技術者又は監理技術者が上記イ本文に掲げる工事の経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
(ｳ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。